

別記

様式第1号（第4条第1項関係）

景観計画策定等提案書

年 月 日

草津市長

提案者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第11条第1項または第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて、景観計画の策定または変更を提案します。

景観形成重点地区 準備会の名称	
景観計画策定等を提案する 地区を構成する 土地の地番	
景観計画の変更概要等 (新しい基準を含む)	

(注)

- 1 景観計画重点地区準備会の名称は、景観形成重点地区準備会として認定を受けている場合に記入すること
- 2 この提案書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 提案に係る区域を表示する図面
  - (2) 景観計画の変更の素案
  - (3) 景観法第11条第3項の同意を得たことを証する書類（地区内の土地所有者等一覧および地区内の土地所有者等の同意書）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条第1項関係）

景観形成重点地区準備会設立認定申請書

年 月 日

草津市長

提案者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

草津市景観条例第12条第1項の規定により、景観形成重点地区準備会の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

団 体 の 名 称	
代表者の氏名および住所	
事 務 所 の 所 在 地	
構 成 員 の 数	
区 域 を 構 成 す る 土 地 の 地 番	
設 立 の 目 的	

(注)

- 1 団体の名称については、認定を受けようとする景観形成重点地区準備会の名称を記入すること。
- 2 この提案書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 景観形成重点地区準備会の規約
  - (2) 区域を表示した図面
  - (3) 構成員名簿
  - (4) 活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
  - (5) 条例第12条2項の土地所有者または草津市景観条例施行規則第9条に規定する者であることを証する書面

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

景観形成重点地区準備会設立認定通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付けで申請のあった景観形成重点地区準備会の設立については、次のとおり認定することに決定したので通知します。

景観形成重点地区 準備会の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

様式第4号（第8条第1項関係）

景観形成重点地区準備会規約等変更届出書

年 月 日

草津市長

団体名

代表者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

草津市景観条例施行規則第5条第2項各号に掲げる書類の記載事項を変更したので、同規則第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

景観形成重点地区準備会の名称		
景観形成重点地区準備会の認定年月日	年 月 日	
景観形成重点地区準備会の認定番号	第 号	
変更理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
添付書類		

(注) この届出書には、景観形成重点地区準備会設立認定申請書に添付した書類のうち、その内容が変更されたものを添付すること。

様式第5号（第10条第1項関係）

景観形成重点地区候補地指定提案書

年 月 日

草津市長

要請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

草津市景観条例第13条第1項の規定により、景観形成重点地区候補地の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて同条第3項の提案を行います。

景観形成重点地区 準備会の名称	
候補地の指定が提案される 区域の面積	
景観づくりの将来像	
景観計画における新たな 基準の策定等が必要であると 考える理由	
備 考	

(注) この提案書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 景観形成重点地区候補地の指定を提案する区域を表示した図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条第1項関係）

景観形成重点地区協議会設立認定申請書

年 月 日

草津市長

提案者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

草津市景観条例第14条第1項の規定により、景観形成重点地区協議会の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

景観形成重点地区 の 名 称	
団 体 の 名 称	
代表者の氏名および住所	
事 務 所 の 所 在 地	連絡先の電話番号 ( )
構 成 員 の 数	人
設 立 の 目 的	

(注)

- 1 団体の名称については、認定を受けようとする景観形成重点地区協議会の名称を記入すること
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 景観形成重点地区協議会の規約
  - (2) 構成員名簿
  - (3) 活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
  - (4) 条例第14条第2項の土地所有者および草津市景観条例施行規則第15条に規定する者の一覧表
  - (5) 条例第14条第2項の土地所有者または同規則第15条に規定する者であることを証する書面
  - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

景観形成重点地区協議会設立認定通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付けで申請のあった景観形成重点地区協議会の設立については、次のとおり認定することに決定したので通知します。

景観形成重点地区 協議会の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号



様式第8号（第14条第1項関係）

景観形成重点地区協議会規約等変更届出書

年 月 日

草津市長

団体名

代表者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

草津市景観条例施行規則第11条第2項各号に掲げる書類の記載事項を変更したので、同規則第14条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出します。

景観形成重点地区協議会の名称		
景観形成重点地区協議会の認定年月日	年 月 日	
景観形成重点地区協議会の認定番号	第 号	
変更理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
添付書類		

(注) この届出書には、景観形成重点地区協議会設立認定申請書に添付した書類のうち、その内容が変更されたものを添付すること。

様式第9号（第16条第1項、第17条関係）

受付日※	年 月 日
受付番号※	

草津市景観計画区域内における行為の（変更）届出書

		年 月 日
（あて先） 草津市長		
届出者 住所 〒 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名 電話番号 ( )		
届出内容に係る照会先 住所 〒 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号 ( )		
景観法第16条 [ 第1項・第2項 ] の規定により、次のとおり届け出ます。		
景観ゾーン・景観軸の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖岸ゾーン <input type="checkbox"/> 田園ゾーン <input type="checkbox"/> まちなかゾーン <input type="checkbox"/> 住宅地ゾーン <input type="checkbox"/> 丘陵部ゾーン <input type="checkbox"/> 幹線道路軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道軸 <input type="checkbox"/> 河川・緑軸	
景観形成重点地区の別	<input type="checkbox"/> 該当 ( 地区 ) <input type="checkbox"/> 非該当	
行為の場所	草津市	
行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日	
行為の種類	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
	(ウ) 開発行為および土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(エ) 木竹の伐採
	(オ) 屋外における物件の堆積	(カ) 水面の埋立てまたは干拓
他法令による地域、地区等 その他必要な事項		
変更理由		

行為の内容	建築物	敷地内の位置			形態・意匠		
		用途			構造	造階建て	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高の高さ		m	m	m	
		仕上	屋根	( )			
			材料	外壁	( )		
		色彩	屋根	( ) 色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
	外壁		( ) 色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )				
	工作物	種類・用途			構造	造	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		築造面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高の高さ		m	m	m	
		長さ		m	m	m	
		色彩		( ) 色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
	開発行為および土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的および行為の面積			のり面の高さおよびのり面の措置		
		遮へい措置			事後措置		
	木竹の伐採	伐採しようとする木竹の種類、高さ、規模（面積または本数）				事後措置	
	屋外における物件の堆積	物件の種類、高さ、面積				遮へい措置	
	水面の埋立てまたは干拓	埋立て、干拓の面積		護岸の高さ		護岸の措置	
		m					
緑化措置および樹木等の保全措置							
その他景観形成のため特に配慮した事項							

## 記入上の注意

- 1 景観法第16条第2項に規定する届出の場合、本届出書の題名に○印を付してください。
- 2 届出者欄および届出内容に係る照会先欄の氏名（法人その他の団体にあつては、代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 届出内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
- 4 行為の種類欄には、（ア）～（カ）の該当する事項に○印を付してください。
- 5 他法令による地域、地区等その他必要な事項欄には、用途地域、高度地区、河川保全区域等他法令により指定された地域、地区等があれば記入してください。
- 6 変更理由欄には、行為の変更の届出の場合に記入してください。
- 7 仕上材料・色彩欄の（ ）内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入してください。
- 8 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更にあつては、行為に係る部分の面積を延べ面積欄に記入してください。
- 9 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入してください。（例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等）
- 10 色彩欄上段には、色調をできるだけ詳しく記入してください。（例 淡いグリーン、薄い灰色等）
- 11 色彩欄下段には、日本工業規格Z 8 7 2 1で定めるマンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1で定める色相、明度および彩度の三属性の値をいう。）を記入してください。
- 12 緑化措置および樹木等の保全措置欄には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹またはヨシ等の有無およびその保全措置を記入してください。
- 13 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には変更後のものを記入し、その後に変更前のものを朱書きで記入してください。
- 14 この届出書には、行為の種類に応じて草津市景観条例施行規則別表に定める図書（行為の変更の届出にあつては同表に定める図書のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。
- 15 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
- 16 ※欄は記入しないでください。
- 17 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(3 / 3)

様式第10号（第18条第1項関係）

草津市景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

(あて先)

草津市長

届出者 住所 〒  
氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

電話番号 ( )

景観法第16条第1項の規定により届出した行為が完了したので、草津市景観条例第18条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

景観ゾーン・景観軸の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖岸ゾーン <input type="checkbox"/> 田園ゾーン <input type="checkbox"/> まちなかゾーン <input type="checkbox"/> 住宅地ゾーン <input type="checkbox"/> 丘陵部ゾーン <input type="checkbox"/> 幹線道路軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道軸 <input type="checkbox"/> 河川・緑軸				
景観形成重点地区の別	<input type="checkbox"/> 該当 ( ) 地区) <input type="checkbox"/> 非該当				
行為の場所	草津市				
行為完了日	年 月 日				
行為の内容	建築物	区分	届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	m
		屋根*	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		外壁*	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	工作物	種類			
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	m
		長さ	m	m	m
		見付面積*			
	開発行為その他				
	代理者の住所および氏名 電話番号				
設計者の住所および氏名 電話番号					
施工者の住所および氏名 電話番号					

草津市景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

(あて先)  
草津市長

届出者 住所 〒  
氏名 (印)

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称および代表者の氏名  
電話番号 ( )

届出内容に 住所 〒  
係る照会先 氏名 (印)  
電話番号 ( )

年 月 日付けで届出した景観計画区域内における行為を中止したので、草津市景観条例第18条第2項の規定により、次のとおり届出します。

景観ゾーン・景観軸の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖岸ゾーン <input type="checkbox"/> 田園ゾーン <input type="checkbox"/> まちなかゾーン <input type="checkbox"/> 住宅地ゾーン <input type="checkbox"/> 丘陵部ゾーン <input type="checkbox"/> 幹線道路軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道軸 <input type="checkbox"/> 河川・緑軸	
景観形成重点地区の別	<input type="checkbox"/> 該当 ( ) 地区) <input type="checkbox"/> 非該当	
行為の場所	草津市 町 番地 丁目	
行為中止年月日	年 月 日	
行為の種類	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
	(ウ) 開発行為および土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(エ) 木竹の伐採
	(オ) 屋外における物件の堆積	(カ) 水面の埋立てまたは干拓
行為を中止した理由		

様式第12号（第19条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

草津市長



勸 告 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、草津市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法（平成16年法律第110号）第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、草津市景観条例（平成24年草津市条例第8号）第19条第3項の規定により、勧告に従わない旨、勧告の内容その他必要な事項を公表する場合があります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第13号（第19条第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

草津市長



### 公表通知書

年 月 日付けで届出のあった次の行為について公表しますので、草津市景観条例施行規則第19条第4項の規定により通知します。なお、このことについて、意見を述べる機会を与えますので、意見を申し出る場合は 年 月 日までに書面により提出してください。

### 記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 公表内容

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。



（表）

受付日※	年 月 日
受付番号※	

草津市景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日			
（あて先） 草津市長			
届出者	住所 〒 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名 電話番号 ( )		
通知内容に係る照会先	住所 〒 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号 ( )		
景観法第16条第5項後段の規定により、次のとおり通知します。			
景観ゾーン・景観軸の別	<input type="checkbox"/> 琵琶湖岸ゾーン <input type="checkbox"/> 田園ゾーン <input type="checkbox"/> まちなかゾーン <input type="checkbox"/> 住宅地ゾーン <input type="checkbox"/> 丘陵部ゾーン <input type="checkbox"/> 幹線道路軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道軸 <input type="checkbox"/> 河川・緑軸		
景観形成重点地区の別	<input type="checkbox"/> 該当 ( ) 地区) <input type="checkbox"/> 非該当		
行為の場所	草津市 町 番地 丁目		
行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日		
行為の種類	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                             (ア) 建築物  <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築  <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転  <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更                         </td> <td style="width: 50%;">                             (イ) 工作物  <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築  <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転  <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更                         </td> </tr> </table>	(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更
(ア) 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更	(イ) 工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替ならびに色彩の変更		
他法令による地域、地区等 その他必要な事項			

(裏)

行為の内容	建築物	敷地内の位置			形態・意匠		
		用途			構造	造階建て	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高の高さ		m	m	m	
		仕上材料	屋根	( )			
			外壁	( )			
		色彩	屋根	色相 ( ) / 彩度 ( ) / 明度 ( )			
	外壁		色相 ( ) / 彩度 ( ) / 明度 ( )				
	工作物	種類・用途			構造	造	
		区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		築造面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
最高の高さ		m	m	m			
長さ		m	m	m			
色彩		( ) 色相 ( ) / 彩度 ( ) / 明度 ( )					
緑化措置および樹木等の保全措置							
その他景観形成のため特に配慮した事項							

## 記入上の注意

- 1 通知内容に係る照会先欄には、設計者、施工者等通知者以外の者へ照会を希望する場合に記入してください。
- 2 行為の種類欄には、（ア）または（イ）の該当する事項の□にレを記入してください。
- 3 他法令による地域、地区等その他必要な事項欄には、用途地域、高度地区、河川保全区域等他法令により指定された地域、地区等があれば記入してください。
- 4 仕上材料・色彩欄の（ ）内には、届出に係る部分と同一棟に従来からの建築物が接続する場合に、その既存部分の状況を記入してください。
- 5 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更にあつては、行為に係る部分の面積を延べ面積欄に記入してください。
- 6 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入してください。（例 日本瓦、波型スレート、小口タイル等）
- 7 色彩欄上段には、色調をできるだけ詳しく記入してください。（例 淡いグリーン、薄い灰色等）
- 8 色彩欄下段には、日本工業規格Z 8 7 2 1で定めるマンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1で定める色相、明度および彩度の三属性の値をいう。）を記入してください。
- 9 緑化措置および樹木等の保全措置欄には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹またはヨシ等の有無およびその保全措置を記入してください。
- 10 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
- 11 ※欄は記入しないでください。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(3 / 3)

様式第15号（第26条第1項関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

草津市長



変 更 命 令 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、草津市景観計画に定められた建築物または工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法（平成16年法律第110号）第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続きについては、裏面を御参照ください。

(裏)

この命令処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議の申立てをすることができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることはできません。）。

また、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

様式第16号（第26条第2項関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

草津市長



原 状 回 復 等 命 令 書

第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法（平成16年法律第110号）第17条第5項の規定により、原状回復またはこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第101条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続きについては、裏面を御参照ください。

(裏)

この命令処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議の申立てをすることができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることはできません。）。

また、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

景観協定認可申請書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第81条第4項（第90条第1項）の規定により景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称		
土 地 所 有 者 等 の 人 数	土地の所有者	人
	建物の所有を目的とする地上権を有する者	人
	建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者	人
	法第91条第1項の規定による借主	人
	法第91条第2項の規定による権利者	人
	合 計	人
	景 観 協 定 区 域	景 観 協 定 区 域 隣 接 地 の 区 域
土 地 の 地 番		
面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
用 途 地 域		
そ の 他 地 域 地 区		
景 観 協 定 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
認 可 年 月 日	年 月 日	
認 可 番 号	第 号	

(注) この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、法第90条第1項の規定による景観協定の認可の申請にあつては、第3号に掲げる書類を提出することを要しない。

- (1) 景観協定の協定書
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域を表示した図面
- (3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。）の景観協定に関



する合意を証する書類

- (4) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積および地目ならびに法第81条第1項に規定する土地所有者等の住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびにその名称および代表者の氏名）ならびにその有する権利の種類を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第18号（第28条第1項関係）

景観協定認可通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で申請のあった景観協定について、景観法第83条第1項（第90条第2項）の規定により認可したので通知します。

認 可 番 号	
景 観 協 定 の 名 称	
景 観 協 定 区 域	
景観協定区域隣接地を定める場合の隣接地の区域	
景 観 協 定 の 有 効 期 間	
備 考	

景観協定変更認可申請書

年 月 日

草津市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称		
土 地 所 有 者 等 の 人 数	土地の所有者	人
	建物の所有を目的とする地上権を有する者	人
	建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者	人
	法第91条第1項の規定による借主	人
	法第91条第2項の規定による権利者	人
	合 計	人
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
認 可 年 月 日		年 月 日
認 可 番 号		第 号

(注) この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更後の景観協定の協定書
- (2) 景観協定を変更する理由を記載した書面
- (3) 景観協定区域を変更する場合は、変更後の景観協定区域を表示した図面
- (4) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の全員の合意をもって景観協定を変更することを定めた書類の写し
- (5) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積および地目ならびに法第81条第1項に規定する土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の住所および氏名（法人にあっては、主

たる事務所の所在地ならびにその名称および代表者の氏名) ならびにその有する権利の種類を記載した書類

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第20号（第30条関係）

景観協定変更認可通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で申請のあった景観協定の変更について、景観法第84条第2項において準用する同法第83条第1項の規定により認可したので通知します。

認 可 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	第 号
景 観 協 定 の 名 称	
変 更 内 容	
備 考	

様式第21号（第31条第1項関係）

景観協定借地権消滅等届出書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第85条〔第1項・第2項〕の規定により景観協定区域から除かれる事実が生じたので、同条第3項の規定により届出します。

認 可 年 月 日	年 月 日	
認 可 番 号	第 号	
景 観 協 定 の 名 称		
景 観 協 定 区 域		
届 出 に 係 る 土 地	土 地 の 地 番	
	地 目	
	地 積	
	権 利 の 種 類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 景観法第91条第1項に規定する <input type="checkbox"/> 建築物の借主の権限 <input type="checkbox"/> 工作物の借主の権限 景観法第91条第2項に規定する次に掲げる事項 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 永小作権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> その他の使用および収益を目的とする権利

- (注) 1 該当する権利の種類により、□の欄を塗りつぶすこと。  
2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 景観協定区域から除外された土地の区域を表示した図面  
(2) 法第85条第1項または第2項のいずれかの規定に該当することを証する書面

景観協定加入届出書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観協定に加入したいので、草津市景観条例施行規則第 3 2 条第 1 項の規定により届出します。

認 可 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	第 号
景 観 協 定 の 名 称	
景 観 協 定 区 域	
届 出 に 係 る 土 地	土 地 の 地 番
	地 目
	地 積
	権 利 の 種 類
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 景観法第 9 1 条第 1 項に規定する <input type="checkbox"/> 建築物の借主の権限 <input type="checkbox"/> 工作物の借主の権限
	景観法第 9 1 条第 2 項に規定する次に掲げる事項 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 永小作権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> その他の使用および収益を目的とする権利

- (注) 1 該当する権利の種類により、□の欄を塗りつぶすこと。  
 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。  
 (1) 景観協定に加わろうとする者に係る土地の区域を表示した図面  
 (2) 当該土地に係る法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等であることを証する書面  
 (3) 法第 8 7 条第 2 項の規定により景観協定への加入の意思表示をするときは、当該土地に係る法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等 (当該景観協定区域内に借地権の目的となつて

いる土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。)の  
全員の合意を証する書面



景観協定廃止認可申請書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第 8 8 条第 1 項の規定により景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称		
土 地 所 有 者 等 の 人 数	土地の所有者	人
	建物の所有を目的とする地上権を有する者	人
	建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者	人
	法 9 1 条第 1 項の規定による借主	人
	法 9 1 条第 2 項の規定による権利者	人
	合 計	人
景 観 協 定 廃 止 合 意 者 の 人 数 お よ び 割 合		
廃 止 の 理 由		
認 可 年 月 日	年 月 日	
認 可 番 号	第 号	

(注) この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等 (当該景観協定の効力が及ばない者を除く。) の過半数の合意をもって景観協定を廃止することを定めた書類の写し
- (2) 景観協定区域を表示した図面
- (3) 法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等 (当該景観協定の効力が及ばない者を除く。) の全員の氏名および住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびにその名称および代表者の氏名)、その有する権利の種類ならびに景観協定区域内の土地の所在、地番、面積および地目を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 4 号 (第 3 4 条第 1 項関係)

景観協定廃止認可通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で申請のあった景観協定の廃止について、景観法第 8 8 条第 1 項の規定により認可したので通知します。

認 可 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	第 号
景 観 協 定 の 名 称	
備 考	

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名



景観法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり関係図書を添えて提案します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
外 観 の 特 徴	
提 案 内 容	

(注) この提案書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 提案する建造物の敷地および位置ならびに当該敷地の周辺の状況を示す図面 (2 5 0 0 分の 1)
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した建造物の写真
- 3 提案者以外に所有者または占有者もしくは管理者がいるときは、所有者等全員の同意書

様式第26号(第36条関係)

景観重要建造物指定に関する意見書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第19条第2項の規定により景観重要建造物として、次の物件を指定することに関する意見を提出します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
所 有 者	住所 〒 氏名
意 見	

様式第27号（第37条関係）

景観重要建造物として指定しない旨の通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で提案のあった景観重要建造物の指定については、次の理由により指定しないことに決定したので、景観法第20条第3項の規定により通知します。

提案のあった建造物の名称	
指定しない理由	

様式第28号（第38条関係）

景観重要建造物指定通知書

年 月 日

様

草津市長



次の建造物を景観重要建造物として指定しましたので、通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 の 特 徴	
景観法第19条第1項 に規定する土地 その他の物件の範囲	
備 考	

様式第29号 (第40条関係)

景 観 重 要 建 造 物 指 定 標 識			
指定番号	草津市指定 第 号	指定年月日	年 月 日
名称			
この標識は、景観法第21条第2項の規定により設置するものです。			

20センチメートル以上

30センチメートル以上

様式第30号（第41条第1項関係）

（表）

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

草津市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

印

景観重要建造物の現状変更について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

建 造 物 の 名 称	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
建 造 物 の 所 在 地	
所 有 者	住所 氏名
管 理 責 任 者	住所 氏名
設 計 者	住所 氏名
施 工 者	住所 氏名
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更



(裏)

現状変更を必要とする理由	
設計または施行方法 (現状変更の内容および実施方法)	
行為の期間	着手予定日                   年   月   日 から 完了予定日                   年   月   日 まで

(注) この申請書には、関係図書を添付すること。

- (1) 現状変更の設計仕様書および設計書
- (2) 当該建造物の敷地および位置ならびに当該敷地の周辺の状況を示す図面 (2500分の1)
- (3) 当該建造物および現状変更をしようとする箇所の写真
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- (5) その他参考となる書類

2 該当する行為の種類により、□にレを記入すること。

様式第31号（第41条第2項関係）

景観重要建造物現状変更許可書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第22第1項の規定により許可しましたので通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
許可に係る現状変更の内容	
付 記	

様式第32号（第41条第3項関係）

景観重要建造物現状変更許可をしない旨の通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付の景観重要建造物の現状変更の許可の申請については、下記の理由により許可しないこととしたので通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
許 可 し な い 理 由	

(注)

この決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議の申立てをすることができます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることはできません。）。

また、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

様式第33号(第44条関係)

景観重要建造物指定解除通知書

年 月 日

様

草津市長



次のとおり景観重要建造物の指定を解除しましたので、景観法第27条第3項の規定において準用する同法第21条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
所 有 者	住所 氏名
指 定 解 除 の 日	年 月 日
適 用 条 文	景観法第27条第 項
指 定 解 除 の 理 由	

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名



景観法第29条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて提案します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 姿 の 特 徴	
提 案 内 容	

(注) この提案書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 提案する樹木の位置および周辺の状況を示す図面（2500分の1）
- 2 道路その他公共の場所から撮影した樹木の写真
- 3 提案者以外に所有者がいるときは、所有者全員の同意書

様式第35号(第46条関係)

景観重要樹木指定に関する意見書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観法第28条第2項の規定により景観重要樹木として、次の物件を指定することに関する意見を提出します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
所 有 者	住所 〒 氏名
意 見	

様式第36号（第47条関係）

景観重要樹木として指定しない旨の通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で提案のあった景観重要樹木の指定については、次の理由により指定しないことに決定したので、景観法第29条第3項の規定により通知します。

提案のあった 樹木の樹種	
指定しない理由	

様式第37号（第48条関係）

景観重要樹木指定通知書

年 月 日

様

草津市長



次の樹木を景観重要樹木として指定しましたので、景観法第30条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	
指 定 の 理 由 と な っ た 樹 姿 の 特 徴	
備 考	



様式第38号 (第50条関係)

景 観 重 要 樹 木 指 定 標 識			
指定番号	草津市指定 第 号	指定年月日	年 月 日
名称			
この標識は、景観法第30条第2項の規定により設置するものです。			

↑ 20センチメートル以上 ↓

← 30センチメートル以上 →

様式第39号（第51条第1項関係）

（表）

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

印

景観重要樹木の現状変更について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

樹 木 の 樹 種	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
樹 木 の 所 在 地	
所 有 者	住所 氏名
管 理 責 任 者	住所 氏名
施 行 者	住所 氏名
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植

(裏)

現状変更を必要とする理由	
設計または施行方法 (現状変更の内容および実施方法)	
行為の期間	着手予定日                   年   月   日 から 完了予定日                   年   月   日 まで

(注)

- 1 この申請書には、関係図書を添付すること。
  - (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
  - (2) 当該樹木の位置および周辺の状況を示す図面 (2500分の1)
  - (3) 当該樹木および現状変更をしようとする箇所の写真
  - (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
  - (5) その他参考となる書類
- 2 該当する行為の種類により、□にレを記入すること。

様式第40号（第51条第2項関係）

景観重要樹木現状変更許可書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第31条第1項の規定により許可しましたので通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
許可に係る現状変更の内容	
付 記	

様式第41号（第51条第3項関係）

景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付の景観重要樹木の現状変更の許可の申請については、下記の理由により許可しないこととしたので通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
許 可 し な い 理 由	

(注)

この決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議の申立てをすることができます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることはできません。）。

また、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

様式第42号（第54条関係）

景観重要樹木指定解除通知書

年 月 日

様

草津市長



次のとおり景観重要樹木の指定を解除しましたので、景観法第35条第3項の規定において準用する同法第30条第1項の規定より通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
所 有 者	住所 氏名
指 定 解 除 の 日	年 月 日
適 用 条 文	景観法第35条第 項
指 定 解 除 の 理 由	

様式第43号（第55条関係）

[ 景観重要建造物・景観重要樹木 ] 所有者変更届出書

年 月 日

草津市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名



[ 景観重要建造物・景観重要樹木 ] の所有者が変わりましたので、景観法第43条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届出します。

指 定 番 号	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木    指定第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称または 樹木の樹種	
建造物または樹木 の所在地	
所 有 者	変 更 前 住所 氏名
	変 更 後 住所 氏名
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

景観づくり市民団体認定申請書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観づくり市民団体の認定を受けたいので、草津市景観条例第38条第2項の規定により、次のとおり申請します。

団 体 の 名 称	
団体の事務所の所在地	
団 体 構 成 員 の 数	
活 動 の 目 的	
活 動 の 内 容	

(注)

- 1 この申請書には、次に掲げる図書を添付すること。
  - (1) 団体の規約
  - (2) 代表者および構成員の住所および氏名を記載した書類
  - (3) 景観づくりに関する目標および考え方（当該団体の規約に記載されているときは、省略することができる。）ならびに活動計画等を記載した書面
  - (4) その他市長が必要と認める図書



様式第45号（第58条第1項関係）

景観づくり市民団体設立認定通知書

年 月 日

様

草津市長



年 月 日付で申請のあった景観づくり市民団体の認定申請については、次のとおり認定したので、草津市景観条例施行規則第58条第1項の規定により通知します。

景 観 づ く り 市 民 団 体 の 名 称	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号

様式第46号（第59条第1項関係）

景観づくり市民団体認定変更届出書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

景観づくりに関する活動の内容等に変更があつたので、草津市景観条例第38条第3項の規定により、次のとおり届出します。

団 体 の 名 称		
認 可 年 月 日		年 月 日
認 可 番 号		第 号
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

様式第47号（第60条第1項関係）

景観づくりに関する提案書

年 月 日

草津市長

申請者 住 所 〒

氏 名



電話番号

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名

草津市景観条例第39条第1項の規定により、次の関係書類を添えて、景観づくり提案書を提出します。

景 観 づ く り 市 民 団 体 の 名 称	
景 観 づ く り の 提 案 に 係 る 区 域	
区 域 内 権 利 者 の 同 意 の 有 無	
提 案 内 容	

(注)

1 この提案書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 景観づくりに関する計画書
- (2) その他市長が必要と認める図書

(表)

第 号

身 分 証 明 書

(写真)  
縦3cm×  
横2.5cm

所属

職名

氏名

上記の者は、景観法第17条第6項に規定する原状回復等もしくは同条第7項に規定する立入検査もしくは立入調査または同法第23条第2項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する原状回復等を行う職員であることを証する。

年 月 日

草津市長

印

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

9センチメートル

景観法（抜粋）

（変更命令等）

第17条

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下略）

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（原状回復命令等）

第23条

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知できないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。